

令和5年12月定例会 総務常任委員会 資料
関連議案番号：議案第95号
所管課名：総務部人事課

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に基づき、国の特別職に準じて期末手当支給月数を引き上げるため、甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 期末手当（令和5年度）

令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

支給月	期末手当	年間
令和5年6月	1.65	(3.30)
令和5年12月	(1.65)	
	1.75	3.40

【条例第1条関係】

(2) 期末手当（令和6年度）

期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

支給月	期末手当	年間
令和6年6月	(1.65)	(3.30)
	1.70	
令和6年12月	(1.65)	3.40
	1.70	

【条例第2条関係】

(3) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等

に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用します。

【付則関係】

3 その他

一般会計補正額概算

(1) 期末手当引上 898千円

令和5年12月定例会 総務常任委員会 資料
 関連議案番号：議案第96号
 所管課名：総務部人事課

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国家公務員の給与改定等に基づき、市職員の給料及び期末勤勉手当支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 職員給与（令和5年度）

給料表を改定し、令和5年4月1日から適用します。（平均改定率1.1%）

令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

一般職員

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	1.20	1.00	2.20	(4.40)
令和5年12月	(1.20)	(1.00)	(2.20)	
	1.25	1.05	2.30	4.50

管理職

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	1.00	1.20	2.20	(4.40)
令和5年12月	(1.00)	(1.20)	(2.20)	
	1.05	1.25	2.30	4.50

定年前再任用短時間勤務職員（一般職員）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	0.675	0.475	1.15	(2.30)
令和5年12月	(0.675)	(0.475)	(1.15)	
	0.70	0.50	1.20	2.35

定年前再任用短時間勤務職員（管理職）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	0.575	0.575	1.15	(2.30)
令和5年12月	(0.575)	(0.575)	(1.15)	
	0.60	0.60	1.20	2.35

保育士等臨時手当支給職員の令和5年12月に支給する勤勉手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

保育士等臨時手当支給職員（一般職員）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	1.225	1.00	2.225	(4.45)
令和5年12月	1.225	(1.00)	(2.225)	
		1.05	2.275	4.50

保育士等臨時手当支給職員（管理職）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	1.025	1.20	2.225	(4.45)
令和5年12月	1.025	(1.20)	(2.225)	
		1.25	2.275	4.50

【条例第1条関係】

イ 職員給与（令和6年度）

期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり変更することとします。

（ ）は現行

一般職員

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和6年6月	(1. 20)	(1. 00)	(2. 20)	(4. 40)
	1. 225	1. 025	2. 25	
令和6年12月	(1. 20)	(1. 00)	(2. 20)	4. 50
	1. 225	1. 025	2. 25	

管理職

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和6年6月	(1. 00)	(1. 20)	(2. 20)	(4. 40)
	1. 025	1. 225	2. 25	
令和6年12月	(1. 00)	(1. 20)	(2. 20)	4. 50
	1. 025	1. 225	2. 25	

定年前再任用短時間勤務職員（一般職員）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和6年6月	(0. 675)	(0. 475)	(1. 15)	(2. 30)
	0. 6875	0. 4875	1. 175	
令和6年12月	(0. 675)	(0. 475)	(1. 15)	2. 35
	0. 6875	0. 4875	1. 175	

定年前再任用短時間勤務職員（管理職）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和6年6月	(0. 575)	(0. 575)	(1. 15)	(2. 30)
	0. 5875	0. 5875	1. 175	
令和6年12月	(0. 575)	(0. 575)	(1. 15)	2. 35
	0. 5875	0. 5875	1. 175	

【条例第2条関係】

(2) 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 期末手当（令和5年度）

令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。()は現行

支給月	期末手当	年間
令和5年6月	1.65	(3.30)
令和5年12月	(1.65)	
	1.75	3.40

【条例第3条関係】

イ 期末手当（令和6年度）

期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。()は現行

支給月	期末手当	年間
令和6年6月	(1.65)	(3.30)
	1.70	
令和6年12月	(1.65)	3.40
	1.70	

【条例第4条関係】

(3) 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員の給与（令和5年度）

特定任期付職員の給料表を改定し、令和5年4月1日から適用します。

令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を次のとおり変更します。

()は現行

支給月	期末手当	年間合計
令和5年 6月	1.65	(3.30)
令和5年12月	(1.65)	
	1.75	3.40

【条例第5条関係】

イ 特定任期付職員の給与（令和6年度）

期末手当の支給月数を次のとおり変更します。()は現行

支給月	期末手当	年間合計
令和6年 6月	(1. 65)	(3. 30)
	1. 70	
令和6年12月	(1. 65)	3. 40
	1. 70	

【条例第6条関係】

- (4) 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
会計年度任用職員の期末勤勉手当（令和6年度）

期末手当の支給月数を次のとおり変更します。また、地方自治法の改正に伴い、令和6年度より勤勉手当を支給します。（ ）は現行

会計年度任用職員

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和6年6月	(1. 20)	(0)	(1. 20)	(2. 40)
	1. 225	1. 025	2. 25	
令和6年12月	(1. 20)	(0)	(1. 20)	4. 50
	1. 225	1. 025	2. 25	

※週当たりの平均勤務時間が規則に定める時間未満の職員を除く。

【条例第7条関係】

- (5) この条例中、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和6年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

全会計影響額 395,034千円

- (1) 甲賀市職員の給与に関する条例一部改正関係

職員給与（遡及含む）

ア 給料引上 47,525千円

イ 期末手当引上 26,712千円

ウ 勤勉手当引上 40,956千円

エ ア・イ・ウ引上に伴うはね返り（地域手当・共済負担金等）

16,376千円

合計 131,569千円

(2) 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例一部改正関係

期末手当引上 272千円

(3) 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正関係

特定任期付職員は該当者がいないため、この改正による影響額はありません。

(4) 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正関係

ア 期末手当引上 12,625千円

イ 勤勉手当支給 215,361千円

ウ ア・イに伴うはね返り（共済組合負担金等）

35,207千円

ア～ウ計 合計 263,193千円